

8 昴学園高校 生徒寮きさら寮生活について

①寮生活の前提

本校では、寮生の生活について舎監（教職員）が全体を指導しています。160名ほどの寮生の生活を、舎監6名（男性3名、女性3名）が毎日4名ずつ宿直をして、寮全体を指導しています。舎監1人あたり、40名の寮生を担当することになります。したがって、舎監の指導方針は、寮生の自立した生活の指導です。（たとえば、医療や介助、それに準ずる支援などには対応できません）

本校が示す「求める生徒像」には、『寮・学校において協調性をもち、規律正しい集団生活をしていける生徒』とあります。他人と生活を送るうえでのルールやマナー、エチケットを守れること、規則正しい生活習慣を身につけられることなど、集団生活には何より協調性が重要です。

1・2年生は2人部屋、3年生は1人部屋で生活をします。人間関係を育むうえでも、同部屋の2人がお互いを尊重しながら生活することを意図しています。原則として、年度途中での部屋変更は行いません。

なお、寮での生活は、寮生全員の安全・安心な生活環境を守る必要があります。火気の厳禁、ケガや事故につながる行為の禁止など、当然の規則があります。危険行為、生徒指導事案、寮生活に適應できない場合等には、期間退寮という処分も行います。寮費の支払いが6か月以上滞納され、退寮勧告を受けた場合は、速やかに退寮していただきます。

②寮の施設について

築30年を経過した建物は、歴代の寮生が暮らし、次の寮生のために明け渡していくなかで、必要に応じた修繕をしながら使い続けています。談話室や洗濯室などの共用部分だけでなく、部屋を含めたすべての施設は、また他の誰かが使うものと考えてください。たとえば鍵を紛失したり、寮のガラスを割ってしまったりした場合は、その修繕費の弁償を求めます。

学期中は、生徒が登校している間、寮務員や技術員が寮内のメンテナンスを行います。洗濯機が故障したり網戸が外れたりした場合は、寮生から寮事務室への報告をうけて対応をします。

③保護者にお迎えをお願いするとき

体調不良の場合、平日であれば学校の保健室へ登校して様子をみますが、回復が見込めない時や、感染症に罹患した時は、原則として保護者のお迎えをお願いしています。また、心の不調と思われる状態（精神的な不安、ホームシック）がみられた時に、寮生活を送ることが難しいと判断する場合があります。身体的な不調だけでなく、心の健康についても、不調があるときは帰宅し、療養したうえで、寮生活を送れる状態に回復してから帰寮して頂くようお願いしています。

1 昴学園高等学校生徒寮きらら寮生活心得

1. 一人ひとりが自覚と責任をもって行動しよう。
2. 時間を守ろう。
3. 物をきれいに、大切にしよう。整理・整頓・掃除
4. あいさつ、言葉遣いをきちんとしよう。
5. 仲良く寮生活を送ろう。

2 寮日課表

	月～金	週末等（土日祝）休日
起床	6:00-7:00	6:00-7:00
朝食	7:00-8:00	8:00-9:00
登校	8:20	-
昼食	12:20-13:00	12:00-13:00
夕食	17:30-19:30	18:00-19:30
入浴	17:00-20:40	17:00-20:40
点呼	20:50-21:05	20:50-21:05
※学習タイムを行うとき 学習タイム 20:50-21:10 点呼 21:10-21:25		
清掃	点呼終了後、10分程度	
消灯	22:00	22:00

【留意点】

- 1) 門限は19:30です。
- 2) 点呼・学習タイム（20:50～）は食堂で全員集合して行います。
- 3) 清掃は割り当てられた場所を全員で行います。
- 4) 消灯時刻（22:00）は厳守し、以降トイレ利用・洗濯以外は部屋の外に出ないこと。
※守られない場合（消灯後の部屋移動や騒音等）、就寝時間帯の秩序維持のため、必要な指導を行います。違反が繰り返される場合は、保護者召喚、期間退寮も含めた厳しい指導を行うことがあります。

令和7年度 きらら寮について

1 寮生活を通じた寮教育の意義

- ・生徒の生活的・精神的な自立、主体性・自主性・協調性・コミュニケーション力・自己表現力の伸張、忍耐力の育成などを育成する。
- ・他者との良好な人間関係を築く。

2 生徒寮きらら 基本情報

(1) 収容生徒人数

- ・男子棟 150人, 一人部屋50室(50人), 二人部屋50室(100人)
- ・女子棟 90人, 一人部屋30室(30人), 二人部屋30室(60人)

(2) 在籍寮生 144名

	1年	2年	3年	合計
男子棟	56	38	35	129
女子棟	9	11	17	37
合計	65	49	52	166

(3) 寮食堂

- ・食堂専門業者「魚国総本社」が運営。朝:400円、昼:500円、夕:600円。

(4) 寮費

- ・入寮費 30,000円(入寮時のみ)
- ・寮費 年額720,000円(月割額60,000円、半年割額360,000円)
- ・退学・休学の場合、翌月以降は、寮費月割額を徴収しない。
- ・長期臨時閉寮等、校長が認める特別な理由以外は寮費の返金を行わない。

(5) 職員

舎監長(教頭)	福田 清徳
舎 監	桐山 颯、多賀 一貴、及川 裕司、竹口 隼 下地 彩音、岩見 きらり、平木 琴実
寮 務 員	山本 智子、原 厚子
学校労務員	鈴木 信幸、野呂 泰道
日直職員	吉田 義也、東 智子
食堂職員	調理士 中村 香(代表) 株式会社魚国総本社 三重支社

(6) 生徒役員

- ・男子寮長: 年 ○○ ○○、副寮長: 年 ○○ ○○
- ・女子寮長: 年 ○○ ○○、副寮長: 年 ○○ ○○

3 寮生活の日課

※寮日課表は1ページで確認

(1) 生徒の登校時間(寮を出る時間8:00~8:20)

※登校後、舎監等が各室を見回り、施錠・ブレイカー等のチェックを行う。

(2) 生徒の入浴について(入浴17:00~20:40)

- ・湯船にはいる前に、シャワー等で体を洗うこと。
- ・浴場にはタオルを持って入り、脱衣所に戻る前には、体の水気をふき取ること。

- (3) 点呼・学習タイム（点呼 20:50～）
- ・部屋を施錠し、校歌の放送が終わるまでに指定された席に座る。
 - ・部屋の鍵をテーブルの上に置き、待機する（週末の食数調を行う）。
 - ・点呼（学習タイム、1分間スピーチ）終了後、寮内の清掃を行う。
- (4) 清掃について
- ・寮で係り分担をした掃除場所について、寮生でおこなう。
 - ・各自の部屋については、ゴミを整理整頓に努める。
- (5) 食事について
- ・食事の終了時間までに、下膳（魚國さんに食器を返却）する
朝食（7:00～**8:00**, 休日 8:00～**9:00**）
昼食（12:20～**13:00**, 休日 12:00～**13:00**）
夕食（17:30～**19:30**, 休日 18:00～**19:30**）
 - ・自分の分だけを魚國さんのカウンターから持っていくこと
※もし他の寮生からもらうときは、その人から、手渡しで譲ってもらうこと

4 門限・消灯・休日

- (1) 門限（19:30）
- 平日・休日問わず、19:30までに帰寮し、寮の建物から出ない。門限を破った場合は指導対象となる。ただし、部活動等の顧問同伴の場合は時間を延長する場合がある。その場合は、部活動等顧問の責において、事前に連絡のあった時間に帰寮する。
- 門限を超えて帰寮するやむを得ない事情があるときは、保護者から寮事務室あてに電話連絡をいれる。
- 帰寮が22時以降になる場合は、保護者から寮事務室あてに電話連絡のうえで、保護者の監督下で宿泊する。帰寮時間について、あわせて連絡をする。
- (2) 消灯（22:00）
- 消灯時間以後はトイレ、洗濯以外で自室を出ないこと。違反の場合は指導対象となる。
- （理由）
1. 規則正しい生活習慣と健康管理（健康管理）
 2. 寮内の生活環境、安心安全の確保（環境管理）
 3. 体調不良者の早期発見、安否の確認（救急対応、保護者連絡）
 4. 万一の災害等緊急時への備え（防災）
- (3) 土日祝日等の休日について
- ・届け出のうえ帰宅可とする。（寮費の返金は行わない）
 - ・閉寮ではない休日は、寮食堂を稼働する。休日の食費は、寮費に含まれる。

5 主要年間行事（予定）

- | | |
|-----|----------------------------------|
| 4月 | : 入寮式、新歓パーティー、1分間スピーチ（1年） |
| 5月 | : 寮長選挙（前期）、委員会決め |
| 7月 | : 七夕パーティー、掃除チェック |
| 8月 | : 高校生活入門講座 |
| 9月 | : 1分間スピーチ（2年） |
| 10月 | : ハロウィンパーティー |
| 11月 | : 寮長選挙（後期）、委員会決め |
| 12月 | : クリスマスパティー、掃除チェック |
| 1月 | : 1分間スピーチ（3年）、掃除チェック（3年）、退寮パーティー |
| 2月 | : 掃除チェック（1・2年）、部屋替え |

3 昴学園高等学校生徒寮きさら寮則

第1章 総則

第1条 本寄宿舎は、三重県立昴学園高等学校生徒寮きさらという。

第2条 寮生は、舎監の指導の下にこのきさら寮則を守り、自主的な生活を営むものとする。

第2章 入退寮

第3条 生徒の入寮の際は、入寮申込書・入寮に係る誓約書（様式1）を校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 校長が認める特別な事由により自宅通学を希望する生徒は、保護者連署を以て自宅通学許可申請書（様式2）を校長に提出し、許可を受けなければならない。

第4条 寮生は、次の事項に該当する場合、退寮または一時的な期間退寮（2日以上）を命ぜられることがある。

一 感染症に感染

二 寮諸費の滞納

三 寮生として、風紀、秩序を著しく乱す行為

第3章 役員及び委員

第5条 寮生活が円満かつ自主的に運営されるため、次の役員を選出するとともに委員会を設置することができる。なお、役員、委員の選出は寮生の互選によるものとする。

一 寮長 2名（男女各1名）

二 副寮長 2名（男女各1名）

三 フロアーリーダー 21名（男女各階各学年1名）

四 各委員会

(1) 「うらら」 12名（男女各学年各 2名）

(2) 環境美化 25名（男女各学年各 3名）

(3) 広報・図書 12名（男女各学年各 2名）

(4) 施設管理 12名（男女各学年各 2名）

第4章 生活

第6条 日課表は、寮生日課表に規定する。

第7条 登校時間後、昼食時の食堂利用を除いて、学校生活の時間中は寮内には入れない。

第8条 登校後に寮に戻るときは、必ず教員の許可を得ること。

第9条 部外者の立ち入りを厳禁する。

2 寮生であっても女子寮への男子生徒、男子寮への女子生徒の立ち入りを厳禁する。

第10条 寮生で生活上問題があった場合は、(本校の)特別指導を受けなければならない。

第5章 外泊及び帰省

第11条 外泊、帰省等は、舎監に許可を得て、居所届けに必要事項を記入し提出すること。

第12条 定められた閉寮日には全員帰省すること。

第6章 寮費費用

第13条 入寮の際には、入寮費 30,000円を納入すること。

第14条 寮費は年間720,000円（3年次は1月分までの600,000円）とする。月割りで1月当たり60,000円を納入するか、5月と10月に半年分の360,000円ずつ（3年次の10月は240,000円）を納入すること。

2 寮費は、長期にわたる臨時閉寮等の校長が認める特別の理由がない限り、返金を行わない。

第15条 寮費の納入日は、授業料・学校納付金等の納入日に準ずる。

第16条 寮運営上、赤字が見込まれる場合は、寮費の値上げ又は臨時に寮費を徴収する場合がある。

第7章 傷病等への対応

第17条 病気及び傷害があった場合は、ただちに舎監に申し出ること。

第18条 病気その他の理由で学校を欠席する場合は、必ず寮事務室に連絡すること。

第8章 その他

第19条 来訪者のある場合は、必ず寮事務室に申し出ること。

第20条 寮内における生活上の問題、事故防止等のため、舎監が寮室等を点検することがある。

第21条 寮備品、その他貸与品を破損、紛失した場合には、これを弁償するものとする。ただし事情により弁償の減額・免除をすることがある。

附 則

1 この寮則は、平成7年4月1日から施行する。

2 平成14年4月1日一部改正する。

3 平成18年4月1日一部改正する。

4 平成25年3月1日一部改正する。

5 平成26年4月1日一部改正する。

6 平成28年4月1日一部改正する。

7 平成29年11月29日一部改正する。

8 令和5年5月13日一部改正する。

9 令和7年4月1日一部改正する。

4 安全・安心に寮生活を送るための注意事項

1. 保健衛生について

- (1) 健康管理にはいつも注意を払い、規則正しい生活をこころがけること。
- (2) 居室を含め寮内はいつも清潔に保つよう心がけること。
- (3) 健康状態に異常がある場合は必ず舎監に連絡すること。

2. 防災等について

- (1) 寮内は**火気厳禁**である。電気機器の取り扱いには十分注意すること。
- (2) 日頃から避難経路を確かめ、非常時には冷静に指示に従って行動すること。
- (3) **部屋を離れる時は必ず施錠する**とともに、電気類のスイッチ等の確認をすること。
- (4) 節電・節水に努めること。

3. 貴重品管理について

貴重品管理については、各自の責任で行なうこと。多額のお金は必要がないので持たないようにする。必要に応じて、財布と、少額の現金を持ち歩くための小銭入れ等を使い分けるなどの工夫をする。各寮室のクローゼット内には金庫を備えつけてあり、金庫の南京錠は入寮時に貸与される。貴重品または多額の金品は、寮事務室で保管することも可能である。

4. きらら寮への郵便物等の送付について

(荷物の送り先)

〒519-2593 多気郡大台町茂原48

三重県立昴学園高等学校 生徒寮「きらら」内

(生徒 名前)

Tel[寮] 0598-76-1351・1352(寮事務室)

5. 外出について

- (1) 外出するときは、寮および保護者に、必ず居所(いどころ)を明らかにしておくこと。
- (2) 寮事務室で必ず「居所届(きょしょとどけ)」を記入し、部屋の鍵を預けること。
- (3) 外出時間は、原則として以下の通りとする。
 - ① 平日 7:00~19:30
 - ② 休日(土日祝等) . . . 8:00~19:30
- (4) 受験、部活動等でやむを得ず上記の時間帯以外で外出が必要な場合は、事前に寮事務室まで申し出ること。
- (5) 夏季の水泳及び川遊びについては場所、期間等については学校の指示に従うこと。

寮および保護者に、必ず居所を明らかにしておく

6. 開寮日・閉寮日

- (1) 寮則 12 条で定められた閉寮日には全員帰省すること。
- (2) **閉寮日**は、16:30 に女子棟・男子棟を施錠する。
帰宅が 16:30 以降になるときは荷物を持って食堂で待機する。(17:30 までに帰宅する)
- (3) **開寮日**の開寮時間は、**14 時**とする。

7. 居所届きょしょとどけ

(1) **帰省前**

- ① 帰省等の時は必ず「**居所届**」を記入し、教員の確認(検印)を受けてから、事務室前に返却する。部屋の鍵も必ず返却箱に入れること。また、必ず帰省する旨を保護者に連絡すること。日帰りであっても、手続きは同じように行うこと。
- ② 帰宅日時・帰寮予定日時、交通手段等の必要事項をすべて記入すること。
- ③ 居所届と保護者への連絡が異なっている(虚偽の報告)ことが判明した場合は、生徒指導の対象となる。

(2) **帰寮**

- ① 帰省からの帰寮は、原則として 19:30 (門限) までとする。それ以降になる場合は、事前に保護者から寮事務室に連絡をする。
- ② 帰寮後、直ちに事務室の舎監に報告し、「**居所届**」に記入すること。
- ③ 事務室で舎監の検印を受け、部屋の鍵を受け取ること。
- ④ 「**居所届**」は事務室に返却する。

8. 留意事項

- ① 「**居所届**」の内容は、保護者からの要請に応じて開示する。
- ② 帰省時には、事前に「帰省時間」、「帰省方法」を必ず保護者に連絡すること。
また、休日に在寮する場合もその旨を保護者に連絡すること。
- ③ 外泊(自宅以外の場所に泊まること)は、家庭の事情等でやむを得ない場合など、必要最小限する。外泊する必要がある場合は、必ず事前に、保護者から寮事務室と担任に連絡したうえで、「居所届」に外泊先の住所、連絡先を記入すること。
平日、家庭の事情などやむを得ない場合に自宅へ帰宅する場合は、保護者から担任および寮事務室に連絡をしたうえで、居所届に必要な事項を記入し、担任または舎監に提出する。
- ④ 県外生で、大台町からの紹介を受けて保証人をたてた寮生は、閉寮日の保証人宅への宿泊の有無について、閉寮日の 2 か月前までに、保護者から保証人へ連絡をする。

9 高校生活入門講座 Q&A

高校生活入門講座の申し込みにあたり、あらかじめ寄せていただいた質問について、下記のとおり回答します。

【入学、教育課程、進路について】

1. 入学試験や要件などについて。推薦入学はありますか。入学するために、今から何か準備できることはありますか？

要件については、別頁をご参考ください。

三重県立学校では、前期選抜、後期選抜、再募集という大きく3つの選抜があります。本校は前期選抜（令和8年2月3日）で定員80名の100%を募集します。前期選抜で80名の定数に満たなかった場合、再募集（3月23日検査）を行います。推薦入試や後期選抜は実施しません。

作文や個人面接などの対策については、本校の教育内容に対する学習意欲や、高校卒業後の進路希望といった目的意識などを、自分の言葉で表現できるように準備してください。

2. 個別で相談したいのですが。

高校生活入門講座では充分なお時間が用意できません。具体的な相談については、後日に教頭（福田）あてにお電話をお願いします。また、平日にご来校が可能であれば、授業等の様子もご覧いただいたうえで個別の相談をすることができますので、ぜひお越しください。

3. 三重県民の優先枠はありますか。野球部等の希望者が優先されますか？

野球部の希望者が優先されることはありません。

県外からの志願者（保護者が本県に転住しない）志願者のうち、原則として入学定数80名の10%（8名）を入学者の上限としています。

4. 3年間のカリキュラム。いつ頃それぞれの系列に分かれますか？

教育課程（カリキュラム）については、別頁をご参考ください。

系列に分かれるのは2年次からです。1年次で、系列体験や「産業社会と人間」での学びを通して系列を決めます。

5. 卒業後の進路先（就職先等）について。大学進学の場合は指定校推薦などありますか？

過去3年間の進路実績については、別頁をご参考ください。

令和7年度の指定校推薦については、7月時点でのべ77の大学から指定校推薦枠を頂いています。

【学校生活、寮生活について】

1. 保護者が学校に出向く機会は、年に何回ほどありますか？

入学式や入寮で荷物を運び入れるとき、卒業時に退寮で荷物を運び出すときなどを除きますと、7月（夏期休業前）の『三者懇談』については、原則として保護者の方に来校していただきます。また、『授業公開』『体育祭』『文化祭』等で保護者あてに参加希望のご案内を送付します。その他、生徒指導上必要な場合や、寮生が体調不良で帰宅する必要がある場合などがあります。

2. 病気になった時の対応方法、医療機関の受診、保護者の迎え等について。

寮生の体調不良時は、学校の保健室へ登校し、必要に応じて近所の診療所等を受診します。感染症の陽性等が判明した場合は、寮での感染拡大を防ぐためにも、保護者に迎えをお願いしています。軽度な体調不良でも、それが長く続くときは一時的に帰宅することを進めています。

軽い怪我で、保健室の応急処置で済むときは良いのですが、大きな事故・怪我などがあった場合は、救急搬送の出動を要請することもあります。その場合、保護者に状況を連絡し、搬送先の大型病院（松阪市内）にて情報を共有し、保護者に引き渡します。

3. 定期的な歯科健診やアレルギー薬の処方について、在校生はどのようにしていますか？

週末等にあわせて帰宅して地元のかかりつけ医に診察を受ける生徒、JR三瀬谷駅から1時間程度で移動できる松阪市で病院をみつけて処方をうける生徒など、様々です。

4. 週末の過ごし方。県外生徒は週末どう過ごしていますか？

生徒によってさまざまな過ごし方をしています。閉寮日以外の週末は、寮でも三食の食事が提供されます。部活動がない場合は、寮内で過ごしたり、アルバイトをしたり、松阪市などへJRを利用して出かける生徒もいます。また、金曜日の放課後に帰宅して、日曜日に帰寮する生徒もいます。

なお、外出する場合は、寮事務室にて手続き（居所届の記入）をして、19時30分の門限までに帰寮することが原則となります。寮および自宅（保証人宅）以外の宿泊は認めていません。

5. 生活費の管理（どんな方法で渡しているのかなど）、日用品等の買い出しは可能ですか？

現金については、現金書留を寮事務室にて預かり、寮生に手渡しすることは可能です。また、郵便局が徒歩圏内にありますので、ゆうちょ銀行の口座を保護者が管理し、キャッシュカードを生徒が所有している場合もあります。いずれの場合も、紛失や盗難被害に遭わないために、現金や財布などは寮の部屋鍵とともに貸与する金庫に保管し、必要なとき以外は学校へ持っていかないこと、学校へ持ちだす場合は教室の貴重品ロッカーを利用することなどを指導しています。

日用品等については、最寄りの小型スーパーで手に入らないものは、町民バスで10分ほど移動したJR三瀬谷駅周辺にあるスーパーマーケットやドラッグストアで購入したり、オンラインショッピングなどで購入したり（寮事務室で引き渡し）しています。

6. 生徒寮きさら独自のルール、規則などはありますか。

安心安全な寮生活、規則正しい生活を守るため、寮則に基づいて指導をしています。

主なルールや禁止項目について、その一部を紹介します。

- 19時30分門限。毎日20時50分に集合点呼、諸連絡、清掃活動を行う
- 22時消灯（防犯・防災のため、消灯後にベランダや他人の部屋にいた場合は指導対象）
- 火事等の危険があるもの、調理器具および工具等、動物や危険を伴う玩具類の持ち込み厳禁
- 食中毒のおそれがある行為の禁止
- 転落事故や行方不明につながる、ベランダからの乗り出し行為の禁止
- 外出時は居所届を記入し、部屋鍵を寮事務室にて保管
- 登校時は、自室の窓とドアを施錠、ブレーカーOFF。守れなかった場合は奉仕作業等
- 男子棟への女子生徒（または）女子棟への男子生徒の立ち入り禁止
- 談話室、給湯室の使用マナーが守れない場合は、一定期間の使用禁止 ほか

特に、火災や事故、命の危険につながる行為などは、他の寮生にも影響があるため、重大な危険行為とみなし、学校での生徒指導に加えて、期間退寮という処分を行う場合もあります。

なお、舎監（教員）は寮務に従事し、寮生の自立した生活習慣を軸に、寮全体の指導や宿直業務を行います。寮生の体調不良時に対応したり、時おり相談相手になることもありますが、寮生一人ひとりの特性や、心身の状態に合わせた対応には限界があります。特別支援、服薬管理、医療行為等の支援は、寮生活では受けることができません。

7. お正月など、寮が閉鎖する時はありますか？

学期中に20日間程度の『閉寮日』があります。また、長期休業中（春/夏/冬休み）は『閉寮』となります。閉寮中は、原則として帰宅、または保証人宅へ宿泊して頂きます。年間を通じて、毎月1度、週末の2～4日間に閉寮日（または閉寮）があるとお考えください。

閉寮が終わる『開寮日』は、14時から開寮しており、寮生には19時30分までに帰寮して頂きます。この日は、寮では夕食から提供されます。

なお、部活動によっては、閉寮中であっても部顧問の管理で寮に宿泊（合宿）する場合があります。この時は、食費等は寮費には含まれていないため、部活動から別途徴収されます。

8. 女子制服にスラックスはありますか？無い場合、男子制服のスラックスを女子生徒が着用することは可能ですか？

I型制服はスラックス（夏/冬）のみ、II型制服にはスカート（夏/冬）およびスラックス（夏/冬）があります。II型制服の場合は、スカートとスラックスのいずれかを購入して頂きます。

【寮費、経費について】

1. 就学支援金、奨学金等について

授業料（R7 年額 118,800 円）に関しては、文部科学省による高校生等就学支援金の対象となる場合に、実質的な無償化となります。

奨学金については、返済不要の「給付型」、返済必要の「貸与型（有利子・無利子）」に大きく分かります。また、公的な団体によるもの、企業・民間によるもの、都道府県等の教育委員会によるもの等があります。例えば、三重県教育委員会の『三重県高等学校等修学奨学金』は、保護者等が三重県内に在住している世帯を対象とした、経済的な事由により修学が困難である高校生のための、貸与型（無利子）の奨学金制度です。

奨学金を検討される場合は、保護者の方から、制度を取りあつかう団体や企業、お住まいの地域の教育委員会等に相談をしてください。中学卒業前に奨学金の予約申請ができる場合は、入学後の手続きがスムーズですので、早めの手続きをおすすめします。

2. 寮費について

令和7年度寮費の設定は、年額 720,000 円を半期納入（5 月/10 月各 360,000 円）か、月割（60,000 円/月）納入するかのいずれかで、授業料、学校諸費と合わせてお支払いを頂いています。月割の場合、夏期休業中となる 8 月等にも納入いただくのは、年額寮費を 12 分割しているためです。月額寮費が該当月の費用に充当されるわけではありませんので、ご了承ください。

なお、近年の物価急騰、最低賃金の見直し等により、給湯・空調の燃料費（灯油）、水道費および電気使用料、食費（食材費人件費等含む委託費）等も影響を受けております。在学中、経費超過により予算がひっ迫する状況になる場合は、寮費の見直しを検討致しますので、あらかじめご理解をお願い致します。

3. 部活動によっては、夏休みや連休等も練習があると思いますが、閉寮期間も寮に滞在可能でしょうか？その際は食事の提供もありますか？

閉寮期間中は、顧問の管理下で「合宿」という形で寮に滞在することができます。閉寮中は、原則として寮の食事は提供されませんが、業者稼働が可能な場合は、三食または朝・昼食などの提供があり、提供がない場合については、顧問が手配をして対応します。いずれの場合も、食費や寮の稼働費等については、寮費には含まれていませんので、合宿費等で別途のお支払いをお願いします。

3. 寮費と学校生活以外に必要な費用について

入学に関わる物品購入（制服・学習端末等）、授業料、学校諸費、寮費（寮生のみ）を超える範囲について、必要な費用をご準備ください。例えば、部活動の活動費（部費、合宿・遠征費等）、個人の生活にかかる費用（交通費や小遣い、洗剤等の日用品購入等）、学年会計で賄われない系列等の研

修費（スポーツ系列のスキー研修費）などがあります。また、寮生活等において、「窓ガラスを割った」「部屋の鍵を紛失した」等の過失があった場合には、修理費を寮より請求いたします。

なお、学年会計は、教材費、実習費、遠足、修学旅行、卒業アルバム等に充てられ、卒業時に精算して残額は返金されます。寮費に含まれるのは、閉寮日を除いた食費（三食）と水道光熱費です。

授業料や学校諸費の金額については、参考として令和7年度入学生の学校諸費納付額を掲載しておりますので、別頁を参照してください。

【その他】

生徒寮での生活について

①山間部のため、スマートフォン等の通信キャリアによっては電波が届きにくい場所があります。寮食堂にはフリーWi-Fiが利用できますが、生活棟は学習端末用Wi-Fiのみです。

②寮生は、入学時に30,000円の入寮費を納入して頂きます。これは、寮内で共有する生活家電や備品類の更新、修繕費等に充当しています。

③本校に、県外からの入学が認められた生徒は、4月の入学時に「生徒寮きらら」に住所変更（三重県多気郡大台町の生徒寮所在地に住民登録）して頂きます。

※令和7年4月1日より、大台町は「こども医療費助成制度」を18歳（に達する日以後最初の3月31日）までの子どもへ拡充し、医療機関を受診された際の保険適用分の医療費が助成されています。入学となる場合は、大台町役場健康ほけん課でお手続きをしてください。

【県外からの出願に関して】

本校は『保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に関する要項』に基づいて、三重県外からの入学志願を受け付けており、保証人については『三重県立高等学校学則の基準に関する規則・第十九条の2』に次のように定められています。

生徒の保護者は、保護者が遠隔地に居住するとき又はその他、特別の事情があるときは、生徒の居住する学区*に居住する成年者であって、生徒の健康、食生活及び日常の生活状況を確認できる者を保証人として定め、保証人届を校長に提出しなければならない。ただし、保護者が他の都道府県に居住するときの保証人届は、三重県教育委員会に提出するものとする。

*本校は「南部学区」で三重県松阪市以南の地域を指します

●保証人について

保証人は、寮生が閉寮日で寮に宿泊できず、保護者宅にも帰宅できないとき、食事や宿所等を提供して頂く方です。また、感染症等で寮に留められない時などに保護者にお迎えを願いますが、保護者からの要請で保証人にご協力が頂ける場合は、保証人宅での療養でも差し支えありません。

●保証人届について

本校への入学志願にあたっては、保証人と保護者が学校長の面接を受け、『保証人届（副申・押印済み）』を準備して頂いたうえで、志願に係る書類（志願申請書、住民票の写し等）とあわせて三重県教育委員会に提出して頂く必要があります。なお、本校が実施する令和8年度前期選抜（令和8年2月3日予定）は、例年12月中旬～1月中旬に申請期間が設けられます。それまでに、保護者が保証人を確保したうえで、保証人届等の準備を行ってください。

●三重県教育委員会の説明会について

例年、11月下旬に（令和7年度入試は令和6年11月27日または28日）、三重県教育委員会（高校教育課）が「三重県立高等学校入学者選抜 県外からの入学志願者等説明会」を開催します。三重県教育委員会のホームページに、説明会の概要については9月頃に掲載され、説明会への参加申込等については11月初め頃に掲載されます。この説明会では、県外からの入学志願に係るすべての説明が行われます。保護者が行うもの、保護者と中学校が行うもの（在籍中学校の先生に保護者の方を通じてお知らせするもの）などがありますので、かならずご確認のうえで、お申し込みください。

●大台町による保証人の相談について

どうしても三重県南部学区に保証人を確保することができない場合、本校を第一志望として入学志願することが確定している時は、本校を通じて大台町に保証人を相談することができます。

【10月30日（金）までに、本校教頭（福田）あてにお電話にてご相談ください】

ただし、大台町の協力を頂いての保証人募集となります。保証人確保のお約束はできないこと、保証人宅に宿泊する場合に宿泊費用（1日5,000円）の負担が求められること、長期休業中の宿泊はできないこと、体調不良時の対応が困難な場合もあること、年内に保証人との面談のため大台町にお越し頂くことなど、いくつかの条件があります。あらかじめご理解頂きますようお願いいたします。